

## civil の概念と訳語に関する覚え書

上原 行雄

モンテスキューの『法の精神』(*De l'esprit des lois*) は完成までに 20 年の歳月を要したとのことだが、宮沢俊義訳『法の精神』(岩波文庫) の全面改訳にもそれ以上の年月がかかった。東京大学でフランス法の講座を担当しておられた野田良之教授から共訳者のひとりとして声をかけられたのは、筆者がまだ大学院に在学中のことであった。他の共訳者—政治関係では横田地弘(学習院大学)、三辺博之(立正大学)、田中治男(東京外国語大学)、法律関係では山口俊夫(当時は立教大学)、稲本洋之助(東京大学)—とともに組織された翻訳のための研究会では、底本としたブレイアード版の索引に基づいて作成した訳語カードを中心に討議が進められたが、この研究会はいわゆる学園紛争のため、4 年間ほどで中断された。その後は共訳者それぞれの仕事や都合で研究会が再開されないまま分担訳(山口教授に予定されていた箇所は野田教授が代って分担)が進められ、恐らくは筆者の訳稿を最後に、すべての原稿が揃ったのは 1985 年の夏であった。野田教授が急逝されたのは、その秋のことである。しかし、集められたすべての訳稿には監訳者としての野田教授の加筆がすでに入念に施され、全編にわたる詳細な訳註も完成していた。そのうえ、固有名詞の日本語表記や重要な訳語について解説した「翻訳の方針」も書き遺されていた。野田教授の葬儀以来、われわれ

れ共訳者はさらに1年半にわたって最後の推敲を重ね、この夏には本訳書が刊行される運びとなった。訳業に着手してから23年になる。

この翻訳に際しては、古今東西の固有名詞の日本語表記や原註の出典確認などにも予想以上の時間をとられたが、当然のことながら、最も苦労したのは概念史 (Begriffsgeschichte) に関する知識と配慮とが要求される政治的・法律的な諸概念の適切な訳語を見出すことであった。原著の性格上その例は数多あるけれども、ここでは、17~8世紀における西欧の諸著作の理解・翻訳にとって一般的にも重要な“civil”の概念と訳語に関して思いついたことを記しておきたい。もっとも、歴史的な文脈の中で多義的に使用され、“bourgeois”とも混同されるにいたったこの“civil”の概念について周到に論ずることは容易ではなく、ここで記すのは単なる覚え書にすぎない。

☆                                         ☆                                         ☆

現代では「市民的」「民事的」などと訳され、実際にもそのような意味で用いられることの多い“civil”が、ラテン語つまり古代ローマの *civitas* ないしはその構成員たる *civis* の形容詞 *civilis* に由来することはいうまでもないであろう。そして、この *civitas* は、古代ギリシャの *polis* と同様に、都市的な性格をもつものの、基本的には小規模ながら政治的に組織された一種の共同体つまり国的な存在であった。前述した野田教授の「翻訳の方針」によれば、「西洋古代のポリスにせよ、キウィタスにせよ、これは遊牧民型メンタリティをもつ戦士の民族的集団が一定の土地に国を作ることによって出来たもの」であり、*civis* とはかかるものとしての *civitas* の構成員にほかならない。「翻訳の方針」は続けて次のようにいう。「これら戦士の集団は、はじめは戦闘能力をもつことがその集団の正規の構成員たる資格要件であり、この正規の構成員だけがポリテスあるいはキウィスと呼ばれ、ポリスやキウィタスの地域内の住民は、婦女、奴隷、その他正規の構成員より遙かに多かったが、これはポリテスでもキウィスでもなかった」。ほぼ同様に、村上淳一教授もまた、「キーウィタース、部族国家、ラントは、闘争によって権利を勝ち得る用意のある、農民ないし貴族の、武装能力ある男子の給合体であった」というオットー・ブルナーの定義を引用しつつ、キーウィタースが「家長たちによって担われる共同体」であることを強調する<sup>(1)</sup>。

したがって、たとえば古代ローマ法にいう *ius civile* は、このような *civitas* の法、つまりは一種の国法にほかならず、この概念は *civitas* に特有の法を意味するものとして *ius gentium* (万民法) に対置されるのである。この点では、明治13年頃に法律用語辞典の草稿として作成されたと思われる「法詞訳集」が、英語の“CIVIL LAW”を「ローマ国法」としているのは注目してよい。<sup>(2)</sup> 自由民権運動で「よしやシビルはまだ不自由でも、ポリチカルさえ自由なら」とうたわれたことを考え合わせるならば、それは、すでに明治初期のわが国において、“civil”の語源的な意味と近代的な用法とが知られていたことを示す一例ともなる。

もとより、*civitas* に特有の *ius civile* の適用対象はその構成員たる *civis* であり、この点に着目するならば、*ius civile* は万民ではなく一国の構成員に適用される国民法ということになる。現に、船田享二訳のガイウスの『法学提要』では、*ius civile* に「国民法」という訳語が当てられている。「法律及び慣習の支配を受くる凡ての国民は、一部は其の特有の、一部は全人類に共通の法を用ゐる。蓋し、或国民自身が自己の為に法として制定せるものは其の国民に特有のものとして、国家に特有の法として国民法と呼ばれ、之に反して自然の理が全人類間に制定せるものは凡ての国民に均しく遵守せられ、凡ての民族の用ゐる法として万民法の稱有ればなり」<sup>(3)</sup>。

このようにみれば、*ius civile* の訳語としては「国法」または「国民法」が、国の規模の問題を別とすれば、<sup>(4)</sup> 大体において無難であるということになる。「国民」の現代的意味があまりに広

すぎるとすれば、civis に対応するフランス語の citoyen について野田教授や村上教授が提唱する「公民」という表現を用いたほうがよいかもしれない。戦前の中学校だか高等女学校だかには「公民」という修身的教科があり、多くの生徒はこれを「公暇」の時間として利用していたという話を聞いたことがあるで、この言葉の印象はあまりよくないが、たとえば有斐閣の『法律学小辞典』に、「国又は地方公共団体の公務に参与する地位における国民を公民という」とあるのを思えば、これを civis の訳とすることはさほど不適當ではあるまい。それに較べると、近年のほぼ定着したかみえる「市民法」という訳語はあまり適切ではない。近代的な「市民」の概念は civis の概念とはかなり異なるので、それは少なくともミスリーディングであろう。なるほど、この場合の「市民」を古代的な civis として理解することに留意すれば問題はないかもしれない。しかし、中世において homo oeconomicus として成長し、やがてウェーバーのいう身分的概念としての市民階級に発展する bourg の住民 bourgeois に「市民」以外の訳語を当てがたいとすれば、古代の homo politicus については「公民」といった別の訳語を当てるべきではあるまいか。

もっとも、“civitas”や“civil”の概念が、その古典的な意味をいつまでも保持してきたわけではない。これらの概念も、他の多くの概念と同様に、歴史とともに変化する宿命を免れえなかった。ストアの自然法思想、キリスト教の神学、中世のローマ法学などのもので、それらがどう変化したか筆者には詳らかでないが、<sup>(5)</sup>17～8世紀についてみる限り、その意味と用法はかなり錯綜したものとなっている。すなわち、一方においては、polis に由来する“politique”が依然としてその語源的な意味で用いられているのに対して、ローマ法学が私法を中心に発展してきたせいも、“civil”はまさに市民的ないし民事的な意味に用いられるようになる。このような変化について、「翻訳の方針」では、1689年に一部が出版されたドマの『自然的秩序における民事の諸法律』(*Les lois civiles dans leur ordre naturel*)の次のような一節が引用されている。「大方の人が Droit Civil によって一般的に理解しているように思われるものは、個人間におけるこれらの事項やそれから生じうべき紛争を律するこれらの法律である。……ロオマ法でこの Droit Civil の語に与えられていた意味と、われらがそれに与えている意味とを調和させることは困難である」(*Traité des lois, chap. XI, XLII～XLIII*)。このドマの著作はのちのフランスの民法典(*Code civil, 1804*)に影響を与えたといわれるが、1694年の“*Le dictionnaire de l'Académie Française*”でも、“Civil”については“Qui regarde & qui concerne les citoyens”とあり、“citoyen”は“Bourgeois, habitant d'une cité”, “Cite”は“Ville, Grand nombre de maisons enfermées de murailles”となっている。そして、裁判用語としては、“civil”は“criminel”に対置される。このような流れに沿って、1748年に刊行されたモンテスキューの『法の精神』では、“civil”は“politique”との対比で用いられることが多くなる。その第1編第3章によれば、諸民族相互間の関係における法律(lois)が DROIT DES GENS (万民法)、ひとつの社会(société)において治者が被治者との関係でもつ法律が DROIT POLITIQUE、すべての citoyens 相互の関係における法律が DROIT CIVIL なのである。そして、このような用法は、奴隷制に関する“esclavage civil”と“esclavage politique”(第15編第1章)、<sup>(6)</sup>貨幣を使用しない人民のもとにおける“lois civiles”と“lois politiques”(第18編第16章および第17章)などの対比においても示される。こうして、「翻訳の方針」では、ドマの指摘とモンテスキューの主たる用法に着目して、原則的には“droit civil”を「民事法」、 “loi civile”を「民事の法律」と訳すことにしている。

ところが、他方において、“civil”の語源的な意味がもっぱら強調されていることもある。Pufendorf, “*De officio hominis et civis juxta legem naturalem*” (1673) のバルベイラックによる仏訳“*Les devoirs de l'homme et du citoyen, Tels qu'ils lui sont prescrits par la Loi Naturelle*” (Sixième

Edition, 1741) では、“Droit Civil” は「それぞれの国 (Etat) において異なる、あるいは異なりうるもの」(Tome I, Préface de l'auteur, p. xxxix), “Lois Civiles” が「Civiles と呼ばれるのは、それらの権威またはそれらの起源との関係によってである」(Tome II, chap. xii, p. 119) と述べられている。そして、この Lois Civiles は Sanction Pénale と結びつけられてもいる (cf. Tome II, chap. xii, p. 120)。このようないわば概念的な復古主義が、バルベイヤックの影響を受けたともいわれる<sup>(7)</sup> ルソーの『社会契約論』(“Du contrat social,” 1762) においてさらに徹底されたことは周知のところであろう。まず “cité” についてルソーは次のように注意する。「この語の真の意味は、現代人のもとではほとんど完全に消えてしまった。大部分の人は ville を cité と, bourgeois を citoyen と取り違えている。彼らは家々が ville を作るが, citoyens が cité を作るのだということを知らない」(Liv. I, chap. xi)。ルソーにとって, “société civile” とはかかる citoyen つまりは civis の社会であって, bourgeois としての市民の社会では決してない。そして, ルソーもまたモンテスキューと同様に “loi politique” と “loi civile” とを区別するが, その loi civile について重視されるのは, 全体としての cité とその構成員たる citoyen との関係なのである (cf. Liv. II, chap. xii)。

このように, 17~8 世紀における civil の概念は, 恐らくは国家や社会に関する観念ないしイデオロギーとも絡んで, 極めて錯綜したものとなっている。モンテスキューの『法の精神』にしても, “politique” と “civil” の区別や民事の意味での “civil” の用法がどこまで一貫しているかはかなり疑わしいのである。とりわけ, “civil” がもっぱら droit des gens との対比で用いられている場合には, “civil” はむしろ語源的な意味に理解するほうが適当のようである。その例としては, 第 18 編第 12 章の「土地を全く耕作しない人民のもとにおける droit des gens について」に続く同第 13 章の「土地を全く耕作しない人民のもとにおける lois civiles について」, 第 19 編第 27 章の「征服された国家は非常によい gouvernement civil をもつことになるであろうが, droit des gens によって抑圧されることになる」という一節などがあげられる。<sup>(8)</sup> ともかく, 18 世紀頃までの古典における “civil” の訳には慎重な配慮が必要で, それをすべて安易に「市民的」あるいは「民事的」と理解・翻訳するならば, その訳語のいわばモダンなニュアンスのうちに, 古典の意義のみならず, 現代の特性もまた見失われることになるに違いない。

(1) 村上淳一『「権利のための闘争」を読む』(岩波書店), 1983 年, 151, 143 ページ参照。

(2) 宮坂宏「法詞訳集」(『専修法学論集』第 7 号所収) 参照。

(3) 船田亨二訳・ガイウス『法学提要』(日本評論社), 1943 年 59 ページ。

(4) たとえばアウグスティヌスが Civitas Dei や Civitas Terrena という表現を用いていること, また, ホッブズが Leviathan たる Commonwealth をラテン語では Civitas と呼んでいることなどを考えると, civitas の概念はその規模とは関係なく継承されて行ったとも思われる。

(5) この問題に関しては, アリストテレス的政治社会=国家論のヨーロッパ世界への継受について, マンフレート・リーデルの概観を紹介した村上淳一『近代法の形成』(岩波書店), 1979 年, 3~6 ページが参考となる。ただし, 中世ローマ法学についてはふれられていない。

(6) 福田歓一「ルソーと古代モデル」(『思想』第 717 号所収) は, “civil” と “politique” を区別する使い方を始めたのはモンテスキューであるとして, この奴隷制に関する記述をあげているが, 後述するように, その区別は必ずしも一貫したものではない。

(7) cf. R. Derathé, *Jean-Jacques Rousseau et la science politique de son temps*, P. U. F., 1950, p. 89.

(8) 因みに, 石川武「いわゆる『市民政府論』(ロック) に関する覚書(一)」(『北大法学論集』第 36 卷 1・2 号) はロックの “civil government” を「市民政府」とした鶴飼信成訳『市民政府論』(岩波文庫) を厳しく批判しているが, この問題についてはドゥラテの指摘も参考にしてよい。cf. Derathé, *Op. cit.*, pp. 384~6.